

各関係医療機関 開設者(代表者) 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療の受給者証の有効
期間の延長について

本道の保健・医療行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

道では、新型コロナウイルス感染症の第7波が未だ収束していない状況を踏まえ、今年度に限る対応として、次の公費負担医療の受給者証の有効期間を令和4年12月31日まで延長することとしましたので、お知らせします。

つきましては、新たな受給者証は交付しないことから、受給者証の有効期間を読み替えてご対応くださるようお願いいたします。

また、関係する受給者には、道から本対応について別途お知らせすることを申し添えます。

公費負担医療の受給者証の更新にあたり、例年と比較し、道の対応が遅くなっていることにより、患者の窓口対応等でご迷惑をおかけしていますことを謹んでお詫び申し上げます。

道といたしましては、次年度以降、同様の事態が生じることをないよう、改善に努めて参りますので、引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 有効期間を延長する受給者証及び有効期間の満了日
次の受給者証の有効期間を令和4年12月31日まで延長します。

対象となる受給者証	公費負担番号	受給者証に記載している有効期間の満了日
特定疾患治療研究事業受給者証 (道独自事業分)	83 から始まる 8 桁	令和4年9月30日
ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業受給者証	同 上	同 上
特定医療費(指定難病)受給者証	54 から始まる 8 桁	同 上
肝炎治療特別促進事業受給者証 (B型慢性肝疾患(核酸アナログ治療))	38 から始まる 8 桁 (4 から始まる 7 桁)	同 上

2 その他

(1) 次の受給者証については、延長等の対応はありません。

対象となる受給者証	公費負担番号	備考
小児慢性特定疾病医療受給者証	52 から始まる 8 桁	
特定疾患治療研究事業受給者証 (国疾患分)	51 から始まる 8 桁	

(2) 今回の対応は、道独自の対応となるため、他自治体の受給者証の内容確認が必要となった場合は、当該自治体に直接ご確認願います。

(3) 既に保険医療の負担割合に応じた医療費を支払った患者につきましては、道に償還払申請をすることで差額を還付することができますが、早期に患者の負担を軽減するため、レセプト請求前などで対応可能な医療機関におかれましては、患者への差額の返金を検討くださるようお願いいたします。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係
難病対策係

TEL 011-206-6028 (直通) 011-204-5258 (直通)

FAX 011-232-2013